

京都市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱

平成22年4月1日保健福祉局長決定

改正 平成22年6月9日

改正 平成22年12月20日

改正 平成23年11月25日

改正 平成24年12月12日

改正 令和元年10月1日

改正 令和4年9月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の健康の保持・増進に寄与することを目的に、京都市に在住する高齢者のはり・きゅう・マッサージ施術（以下「施術」という。）に対する助成に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 この要綱により、はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業（以下「事業」という。）を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、以下の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 事業実施年度の4月1日時点で満75歳以上であること
- (2) 京都市内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されていること
- (3) 過去3年の間に条例第22条に基づく交付決定の取消しを受けたことがないこと

(助成の範囲及び限度額)

第3条 施術費の助成の対象となる施術の範囲は、はり・きゅう・マッサージ又は、これらの施術を併用した施術とする。ただし、高齢者の医療の確保に関する法律第77条の規定により、療養費の支給対象となる施術に係る場合は、助成の対象としない。

2 施術費の助成は、はり・きゅう・マッサージ施術補助券（第2号様式。以下「補助券」という。）の交付をもって行い、助成額は、施術1回につき1,000円とし、対象者1人について、当該年度につき4回の利用を限度とする。

(利用期間)

第4条 補助券の利用の期間は、毎年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による交付の申請は、はり・きゅう・マッサージ施術費助成申請書（第1号様式）によって、別に定める申請期間内に申請を行わなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条による申請を受けたときは、審査のうえ、助成を行うことが適当と認められた場合において、条例第10条の規定による補助券の交付の決定を行うものとする。

(補助券の交付)

第7条 市長は、補助券の交付を決定したときは、当該申請者に補助券4枚を交付するものとする。

2 交付を受けた者が施術を受けたときは、前項に規定する補助券を提出し、施術に要する費用から第3条第2項に定める助成額を控除した額を当該施術者に支払うものとする。

3 第1項に規定する補助券は、再交付しない。

(取扱施術者)

第8条 この事業の取扱施術者は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が指定する。ただし、次項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者を除く。

(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第1条の規定により免許を受けたはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師であって、市内に開設された同法第9条の2に規定する施術所に従事する者。

(2) 前号に規定する免許を受けたはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師のうち、本市に住所を有する者であって、専ら出張のみによってその業務に従事する者。

2 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

(1) 前項各号に掲げる要件を欠くこととなったとき。

(2) 取扱施術者がこの要綱に反する不正を行った場合。

(3) その他取扱施術者としてふさわしくないと市長が認めたとき。

(助成の方法)

第9条 この要綱による助成は、助成する額を市長が施術者の団体に支払うことにより行う。ただし、団体に所属しない施術者については、当該施術者に支払うものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、次の各号に該当する者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じる。

(1) 条例第22条に基づき交付の決定の取消しを受けた対象者

(2) 第8条第2項第2号及び第3号に基づき指定の取消しを受けた施術者

(補則)

第11条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の京都市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱（以下「旧京都市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱」という。）に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧京都市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱の規定は、なお従前の例による。

(平成 22 年度の追加事業の実施)

- 3 平成 22 年度の施術費助成事業の追加実施については、第 2 条中及び第 4 条中の「4 月 1 日」を「9 月 1 日」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の京都市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱に基づき、平成 22 年 3 月 31 日までに交付決定を行った補助金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 申請その他事業を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の京都市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱に基づき、平成 23 年 3 月 31 日までに交付決定を行った補助金については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 申請その他事業を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の京都市はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業実施要綱に基づき、平成 25 年 3 月 31 日までに実施した施術に係る補助券については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 申請その他事業を実施するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の第 1 号様式及び第 2 号様式についても新様式と同様の取扱いとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年９月３０日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正前の第１号様式及び第２号様式については、新様式と同様の取扱いとする。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年度

京都市はり・きゅう・マッサージ施術費助成申請書

住 所	郵便番号		
	京都市	区	
フリガナ			
氏名			
生年月日		大 正	年 月 日
		昭 和	
電話番号			
※代筆の場合は要記入 （代筆者名 関係 ）			

第2号様式（第7条関係）

（表面）

年度 京都市はり・きゅう・ マッサージ施術 補助券 京都市長 	京都市はり・きゅう・ マッサージ施術補助券 （有効期間） ～ （3枚目） 使用者 割引金額1,000円 施術年月日 年 月 日	京都市はり・きゅう・ マッサージ施術補助券 （有効期間） ～ （1枚目） 使用者 割引金額1,000円 施術年月日 年 月 日
	京都市はり・きゅう・ マッサージ施術補助券 （有効期間） ～ （4枚目） 使用者 割引金額1,000円 施術年月日 年 月 日	京都市はり・きゅう・ マッサージ施術補助券 （有効期間） ～ （2枚目） 使用者 割引金額1,000円 施術年月日 年 月 日

（裏面）

		注意事項 ① 本券は紛失されても再発行しません。 ② 1回の施術につき1枚しか使用できません。 ③ 本人以外が使用するなど不正に使用したときは、 補助金額を返還していただきます。 ④ 補助券は、切り離さずにお持ちください。

備考 使用上の注意及び問合せ先を記載する。